

議案第 1 4 号

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 6 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長 沼 豊

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成 1 2 年板橋区教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

支給範囲	支給額	
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員
園長	93,500 円	74,200 円
副園長	67,700 円	49,400 円

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

令和 7 年度給与改定に係り、園長及び副園長に係る管理職手当の支給額について改定を行う必要がある。

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則 新旧対照表

新			旧		
○幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則 平成12年3月27日東京都板橋区教育委員会規則第9号 第1条～第5条 略 別表（第2条関係）			○幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則 平成12年3月27日東京都板橋区教育委員会規則第9号 第1条～第5条 略 別表（第2条関係）		
支給範囲	支給額		支給範囲	支給額	
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員		定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員
園長	93,500円	74,200円	園長	89,600円	70,800円
副園長	67,700円	49,400円	副園長	64,700円	41,900円
附 則 この規則は、令和8年4月1日から施行する。					